

マニュアル案への委員等の意見とその対応

番号	会議別	意 見	対 応
1	検討会 (第1回)	○マニュアルの見直しにあたっては、フェーズごとの対応の変化や空間的スケールを落とし込めるようなシナリオの想定が重要。	○想定は実態に即したものとなるよう、原因物質が不明な場合（その後判明した場合を含む。）とし、その場合の一連の消防活動を時系列に整理し、段階ごとに、また、面的なイメージができるように記載した。 【第3章第1節「消防部隊の活動範囲と消防活動の内容」P55～】（活動範囲のイメージ図を記載） 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P59～】（時系列に整理した消防活動を段階ごと又は区域ごとに記載）
2	検討会 (第1回)	○特殊災害への対応において特殊資機材は必須であり、マニュアルは特殊資機材がある状態を前提として作るべき。また、特殊資機材を持っていない消防本部に対してどのようなアドバイスを与えるのか明確にすべき。	○必要な消防部隊と資機材、保有していない消防本部における確保方策を記載した。 【第2章第1節「通信指令部署の対応」P43～】
3	検討会 (第1回)	○NBC災害において、個人防護装備があればかなりの活動が可能であるため、各消防本部の個人防護装備の能力やスペックを踏まえるべき。また、不測事態への対応の観点が重要。	○上記に加え、不測事態として、危険区域内における安全措置や緊急退避、最先着隊がレベルD活動隊であった場合の活動について記載した。 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P62・P78～】
4	検討会 (第1回)	○IAEAの基準等の数値だけを参考に示すのではなく、その基準を用いて運用すれば、現場の職責を全うできるというようなものになれば意義深い。	○N分科会担当事項
5	検討会 (第1回)	○NBC災害のような特殊災害においては、消防機関だけで基準を作って運用しても消防だけでは動けないため、受け皿となる医療機関や他の関係機関との整合性が重要。	○関係機関との調整と現地調整所への担当官の派遣について記載した。 【第2章第2節「消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部の設置」P49】
6	検討会 (第1回)	○諸外国の事例だけでなく、福島原発事故での解決すべき課題に答えられることが重要。	○N分科会担当事項

7	検討会 (第1回)	○装備の有無だけでなく、昼間や夜間の場合の対応能力の違いも考慮すべき。	○消防部隊は昼夜を問わず、一定の部隊が待機していることから、共通事項として必要な消防部隊と資機材、保有していない消防本部における確保方策を記載した。 【第2章第1節「通信指令部署の対応」P44～】
8	検討会 (第1回)	○活動に必要な情報を現場の職員まで十分に周知できるようなシステム作りも重要。	○消防対策本部、現場指揮本部、関係機関の役割と連携について記載した。 【第2章第2節「消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部の設置」P47～】
9	検討会 (第1回)	○検討会の成果を現場職員等に伝達するため、委員各位にも協力していただきたい。	—
10	分科会 (第1回)	○各活動における必要最低限の部隊数を設定した場合18隊84名が必要となるが、活動内容に応じた効率的な部隊編成は10隊44名となり、規模的には政令市、中核市では編成可能である。これだけの隊が出動しなければならぬと認識した時点で、小規模消防本部が思考停止になることが危惧される。それをこのマニュアルの中でどのように払拭すべきか工夫が必要。	○必要な消防部隊と資機材、保有していない消防本部における確保方策を記載した。 【第2章第1節「通信指令部署の対応」P44～】
11	分科会 (第1回)	○人数が揃わない場合にやることやらないこと、応援隊が来るまでに時間がかかるときに優先順位や手順を明記すべき。	○最先着隊がレベルD活動隊であった場合の活動について記載した。 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P78～】
12	分科会 (第1回)	○他機関との情報共有のための現地調整所への派遣要員について明記することが望ましい。	○現地調整所への担当官の派遣について記載した。 【第2章第2節「消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部の設置」P49】
13	分科会 (第1回)	○現地調整所の目的はあくまで調整と情報共有、いずれかの機関が指揮するわけではない。	—

1 4	分科会 (第1回)	○現地調整所の調整要員の確保については、空港対策マニュアルを参考にすべき。	○現地調整所への担当官の派遣について記載した。 【第2章第2節「消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部の設置」P49】
1 5	分科会 (第1回)	○化学災害事案は、事案進展のスペンが短く、生物災害事案は、潜伏期があるため事案進展のスペンが長い（毒素による災害を除く。）。同じ時間軸で対応を考えないようにマニュアルに記載すべき。	○「第2 生物テロ災害」、「第3 生物剤」の中で潜伏期間について記載した。 【序章第3節「生物災害」P20～】
1 6	分科会 (第1回)	○消防が対応するのは原因が明確なときであるため、マニュアル冒頭に明記しておく必要がある。	○「第3 衛生主管部局（保健所）との事前調整」の中で生物災害の対応における主たる所管が衛生主管部局（保健所）であること等について記載した。 【序章第3節「生物災害」P26】
1 7	分科会 (第1回)	○顕性攻撃（overt attack）を仮定した方が分かり易いのでは無いか。	○潜伏期間、主たる所管が衛生主管部局（保健所）であること等について記載した。 【序章第3節「生物災害」P19～・26】
1 8	分科会 (第1回)	○何があっても対応できるオールハザードアプローチでまとめることが必要。マニュアルのどこかで謳って欲しい。	○想定は実態に即したものとなるよう、原因物質が不明な場合（その後判明した場合を含む。）とし、テロ、事故を含む一連の消防活動を時系列に整理し記載した。また、オールハザードアプローチについて記載した。 【第1章第1節「消防活動の主眼」P28】
1 9	分科会 (第1回)	○どのような装備があれば消防はどう対応するかシンプルに考え、それに絞った方が分かり易い。	○想定は実態に即したものとなるよう、原因物質が不明な場合（その後判明した場合を含む。）とし、テロ、事故を含む一連の消防活動を時系列に整理し記載した。 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P59～】

2 0	分科会 (第1回)	○医療機関への受け入れについて事前にとり決めておくことが必要。	○「第1 消防対策本部の役割」の中で医療機関等関係機関との事前確認の必要性について記載した。 【第2章第2節「消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部の設置」P49】
2 1	分科会 (第1回)	○平成7年の地下鉄サリン事件のときと比較すると、検知器具等は格段に整備されており、現在は、化学災害の原因物質であれば、現場で推定可能なレベルにある。	—
2 2	分科会 (第1回)	○感染性の物質については、現場で病原体が何かということをはっきりさせるキットや検知器は開発されているが、未だ完全ではない。	—
2 3	分科会 (第2回)	○部隊編成の基本的な考え方の中で、「化学災害又は生物災害が発生し（疑いを含む）、2人以上の曝露者がいる場合に、消防部隊が各ゾーンにおいて実施する活動内容と、それに要する消防部隊は表2-1のとおりである。」と記載しているが、2人以上の表現について、2人以上になるとこれだけの業務がいきなり発生するよう感じられ違和感があるため、2人以上を、相当程度などに表現を変更すべき。	○「相当程度の曝露者」に表現を変更した。 【第2章第1節「通信指令部署の対応」P45】
2 4	分科会 (第2回)	○曝露者が（1）2人以上の出動部隊編成から（3）ごく少数の出動部隊編成の順に記載されているが、記載の順序を変更すべき。	○記載順を「最低限必要な消防部隊」、「必要な消防部隊を確保するための方策」、「すべての活動項目が必要となる場合に必要な消防部隊」に変更した。 【第2章第1節「通信指令部署の対応」P44～】

25	分科会 (第2回)	○「化学剤検知器及び生物剤検知器を保有する消防本部は、全国の消防本部のうち約1割程度、陽圧式化学防護服及び除染シャワーを保有する消防本部は同じく3割程度という状況である」という記述があるが、本検討会は消防・救助技術の“高度化等”検討会であり、BC災害で使用する資器材の充実について意思表示することも本会の責務ではないか。	○検討会の報告書を「検討経過」と「マニュアル」の2編構成とし、「検討経過」の中で資機材の充実の必要性について記載する。
26	分科会 (第2回)	○ホットゾーンの設定変更の中で、「適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。」と記載されているが、設定した区域は災害が収束に向かうのに伴い縮小していくのが基本的な流れだと認識している。場合によって拡大もあり得るのかもしれないが、それが同列で表現されているのももう少し適切な表現で記載すべき。	○「縮小を行うことが基本となるが、場合によっては物質の特性に適した拡大を行う必要性について検討することもあり得る。」に表現を変更した。 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P65】
27	分科会 (第2回)	○例えば、LPガスやプロパンということであれば、距離をとらなければならないので、原因物質によっては、退避という話も当然ある。それは原因物質の量、質、漏洩の形態によって様々で、状況は常に変化すると記載すべき。	○「第2 現場管理・区域設定」の中で「物質の特性に適した範囲は、漏洩などした物質の量、濃度、漏洩等の形態により変化するので留意する必要がある。」と記載した。 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P65】
28	分科会 (第2回)	○化学災害が発生した時に、ERGは原則として消防職員は考慮するという記載をすべき。	○「第2 現場管理・区域設定」の中で「消防隊員はERGに示される初期離隔距離及び防護措置距離の活用について考慮する。」と記載した。 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P65】
29	分科会 (第2回)	○日本中毒情報センターは化学災害のみ情報提供ができる旨を記載するとともに、国立感染症研究所は生物災害に係る情報提供ができる旨を追記すべき。	○「化学災害時における公益財団法人日本中毒情報センターから得られた回答」、「生物災害時における地方衛生研究所から得られた回答」に表現を変更した。 【第3章第1節「消防部隊の活動範囲と消防活動の内容」P55】

30	分科会 (第2回)	○安全措置と緊急退避の内容を切り離して記載すべき。	○「第2 現場管理・区域設定」の中で危険区域内における安全措置と緊急退避に分割し記載した。 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P62】
31	分科会 (第2回)	○危険物質を取り扱う場合、各種法令に基づく届出がなされる。各公共機関で保有する当該届出に基づく情報を集約して、平素から危険物質に係るハザードマップを整備しておくことを記載すべき。	○検討会の報告書を「検討経過」と「マニュアル」の2編構成とし、「検討経過」の中でハザードマップの整備の必要性について記載する。
32	分科会 (第2回)	○(1)化学災害及び生物災害（曝露から時間が経過し症状が現れている。）の場合、(2)生物災害（曝露直後。潜伏期間があるため症状が現れない。）の場合で記載されているが、(1)化学災害、(2)生物災害（曝露直後。潜伏期間があるため症状が現れない。）の場合、(3)生物災害（曝露から時間が経過し症状が現れている。）の場合の3つに分割し記載すべき。	○「第4 ウォームゾーンでの活動」、「第5 コールドゾーンでの活動」の中で1次トリアージ、2次トリアージの留意事項として整理し、生物災害の潜伏期間等について記載した。 【第3章第2節「消防活動の実施要領」P69、P72～】
33	分科会 (第2回)	○いきなり広い野原に突然、生物災害の症状が現れた患者さんがまとめているわけではないので、一般の感染症の場合と何ら変わることはない。本マニュアルには、最初にあくまでも白い粉事案等の顕性事案に対して対応するということを記載すべき。	○潜伏期間、主たる所管が衛生主管部局（保健所）であること等について記載した。 【序章第3節「生物災害」P19～・26】
34	分科会 (第2回)	○現地調整所の内容を詳細に記載すべき。	○関係機関との調整と現地調整所への担当官の派遣について記載するとともに、参考資料として「NBC テロ対処現地関係機関連携モデル」を添付した。 【第2章第2節「消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部の設置」P49】

3 5	分科会 (第2回)	○イギリスの場合、救急は消防と別の組織になっており、いわゆるイギリスの厚生労働省の管轄である。ハズマツト関係で調査するなら、HART (Hazardous Area Response Team) という救命処置も含めてやる団体や、スタフォードシャーというロンドンから1時間ぐらい行ったところに、ハズマツトに熱心なアンビュランスの人たちがいる所を調査するとよい。	—
3 6	分科会 (第2回)	○イギリスのハズマツト専門官まではいかないかもしれないが、それぞれN、B、C、Rに関して、日本中毒情報センター、放射線医学総合研究所、感染症研究所等がいろいろセミナーを行っているので、そういうセミナーをうまく活用をして、専門官の芽を育てていくべき。特に消防には、特殊災害課程を立ち上げられているので、特殊災害課程をもう少し専門に上げるような課程のアプローチをかけていくべき。	—